

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
目次	【地震災害編】目次 第２章 災害応急対策計画 （省略） 第５節 被災者生活支援・・・・・・・・・・ 85 第１ 被災者の把握・・・・・・・・・・ 85 第２ 避難生活の確保・・・・・・・・・・ 86 第３ 災害ボランティア活動の支援・・・・・・・・ 91 第４ 被災者ニーズの把握・災害相談対応・・・・・・・・ 92 第５ 生活救援物資等の供給・・・・・・・・ 94 第６ 要配慮者の安全確保対策・・・・・・・・ 97 第７ 応急教育・応急保育等・・・・・・・・ 100 第８ 帰宅困難者対策・・・・・・・・ 103 第９ <u>愛玩</u>動物の保護対策・・・・・・・・ 104	【地震災害編】目次 第２章 災害応急対策計画 （省略） 第５節 被災者生活支援・・・・・・・・・・ 85 第１ 被災者の把握・・・・・・・・・・ 85 第２ 避難生活の確保・・・・・・・・・・ 86 第３ 災害ボランティア活動の支援・・・・・・・・ 91 第４ 被災者ニーズの把握・災害相談対応・・・・・・・・ 92 第５ 生活救援物資等の供給・・・・・・・・ 94 第６ 要配慮者の安全確保対策・・・・・・・・ 97 第７ 応急教育・応急保育等・・・・・・・・ 100 第８ 帰宅困難者対策・・・・・・・・ 103 第９ <u>家庭</u>動物の保護対策・・・・・・・・ 104	県地域防災計画 の内容を反映

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

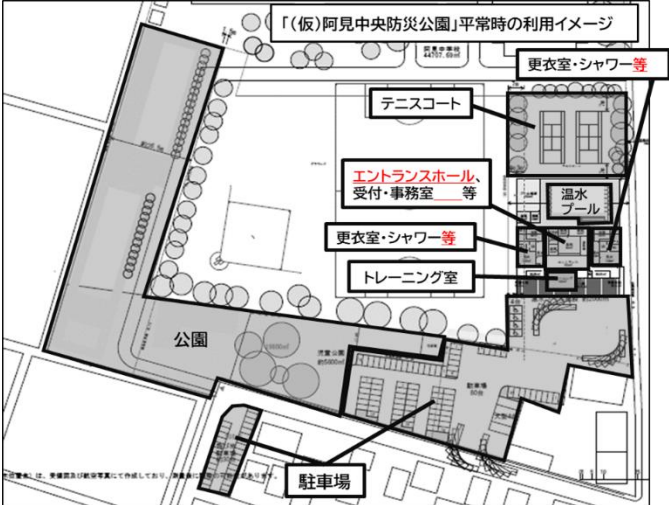
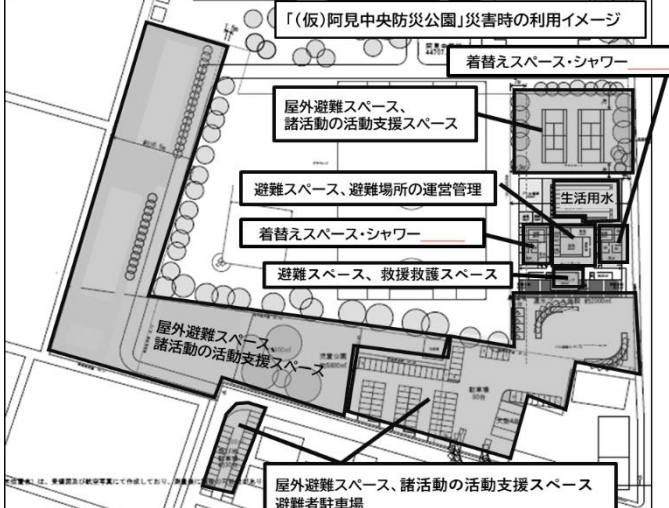
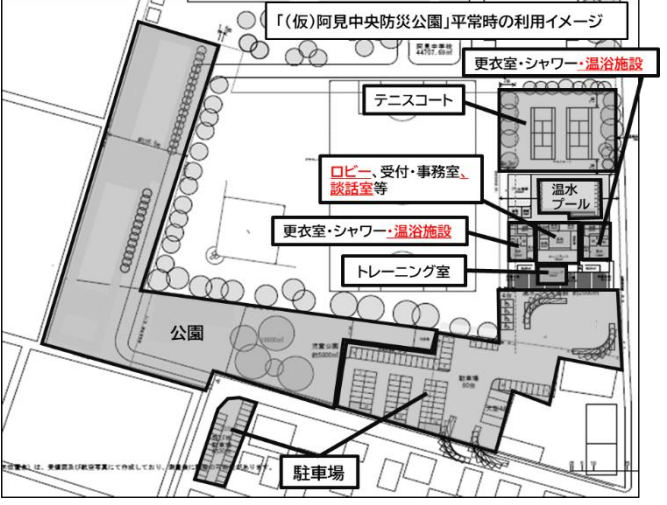
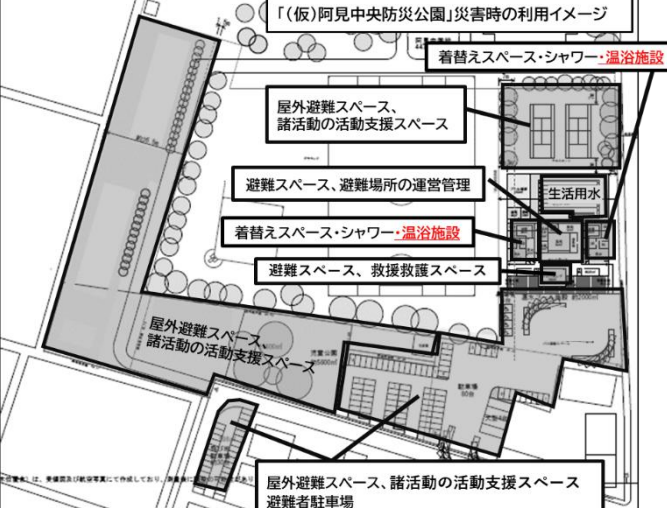
該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-4	第１章 災害予防計画 第１節 組織と情報ネットワークの整備 第３ 自主防災組織等の整備 １．自主防災組織の育成・連携 (1) 自主防災組織の整備 町は、自主防災組織の結成や育成を強化し、消防団 _____ との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。	第１章 災害予防計画 第１節 組織と情報ネットワークの整備 第３ 自主防災組織等の整備 １．自主防災組織の育成・連携 (1) 自主防災組織の整備 町は、自主防災組織の結成や育成を強化し、消防団 <u>と自主防災組織や防災士等の多様な主体</u> との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。	県地域防災計画の内容を反映
地震-6	３．ボランティア組織の育成・連携 (2) ボランティア団体との連携 町、社会福祉協議会は、日本赤十字社、ＮＰＯ、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等と _____ <u>連携し</u>、災害時の活動環境、平時からのボランティアの登録、研修、災害時の活動体制、連絡体制等を整備する。	３．ボランティア組織の育成・連携 (2) ボランティア団体との連携 町、社会福祉協議会は、日本赤十字社、ＮＰＯ、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等と <u>のネットワーク化を進めるとともに、登録被災者援護協力団体との平時からの連携を図り</u>、災害時の活動環境、平時からのボランティアの登録、研修、災害時の活動体制、連絡体制等を整備する。	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-11 12	第２節 地震に強いまちづくり 第１ 防災まちづくりの推進 ４．避難場所・避難所の指定等 (1) 避難所開設・運営体制の整備 町は、避難所の開設・運営を適切かつ円滑に運用するため、施設ごとの避難所開設・運営マニュアル（使用するスペース・設備等を明確にしたもの）の整備、避難所直行職員への避難所開設・運営研修等を推進する。 _____ _____ _____ _____ _____ (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等（省略） 災害時においてはプール槽の水の生活用水への活用、シャワー _____ 機能の一般開放、一時避難施設としての活用を予定する。整備後、避難場所の指定を行う。	第２節 地震に強いまちづくり 第１ 防災まちづくりの推進 ４．避難場所・避難所の指定等 (1) 避難所開設・運営体制の整備 町は、避難所の開設・運営を適切かつ円滑に運用するため、施設ごとの避難所開設・運営マニュアル（使用するスペース・設備等を明確にしたもの）の整備、避難所直行職員への避難所開設・運営研修等を推進する。<u>また、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u> (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等（省略） 災害時においてはプール槽の水の生活用水への活用、シャワー・<u>温浴施設</u>機能の一般開放、一時避難施設としての活用を予定する。整備後、避難場所の指定を行う。	県地域防災計画の内容を反映 阿見町中央防災公園に併設する温浴施設を計画に位置付けるとともに、施設名称を変更するため。

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由																																				
地震-12	(仮) 阿見中央防災公園」災害時の機能及び運営方法 <table><tr><th>施設名</th><th>機能・役割</th><th>災害時の運営方法</th></tr><tr><td>温水プール</td><td>生活用水</td><td>プールの水を生活用水として利用する。</td></tr><tr><td>トレーニング室</td><td>避難スペース、救援救護スペース</td><td>一時的な避難スペースや傷病者の応急手当・救護等のスペースとして利用する。</td></tr><tr><td>更衣室・シャワー等</td><td>着替えスペース・シャワー</td><td>避難者の着替えスペースやシャワーとして利用する。</td></tr><tr><td>エントランスホール、受付・事務室等</td><td>避難スペース、避難場所の運営管理</td><td>一時的な避難スペースや避難場所の運営管理スペースとして利用する。</td></tr><tr><td>テニスコート、公園、駐車場</td><td>屋外避難スペース、諸活動の活動支援スペース、避難者駐車場</td><td>一時的な避難スペースや諸活動の活動支援スペース、避難者の駐車場として利用する。</td></tr></table>	施設名	機能・役割	災害時の運営方法	温水プール	生活用水	プールの水を生活用水として利用する。	トレーニング室	避難スペース、救援救護スペース	一時的な避難スペースや傷病者の応急手当・救護等のスペースとして利用する。	更衣室・シャワー等	着替えスペース・シャワー	避難者の着替えスペースやシャワーとして利用する。	エントランスホール、受付・事務室等	避難スペース、避難場所の運営管理	一時的な避難スペースや避難場所の運営管理スペースとして利用する。	テニスコート、公園、駐車場	屋外避難スペース、諸活動の活動支援スペース、避難者駐車場	一時的な避難スペースや諸活動の活動支援スペース、避難者の駐車場として利用する。	(仮) 阿見中央防災公園」災害時の機能及び運営方法 <table><tr><th>施設名</th><th>機能・役割</th><th>災害時の運営方法</th></tr><tr><td>温水プール</td><td>生活用水</td><td>プールの水を生活用水として利用する。</td></tr><tr><td>トレーニング室</td><td>避難スペース、救援救護スペース</td><td>一時的な避難スペースや傷病者の応急手当・救護等のスペースとして利用する。</td></tr><tr><td>更衣室・シャワー等・<u>温浴施設</u></td><td>着替えスペース・シャワー・<u>温浴施設</u></td><td>避難者の着替えスペースやシャワー、<u>入浴施設</u>として利用する。</td></tr><tr><td><u>ロビー</u>、<u>受付・事務室</u>、<u>談話室</u>等</td><td>避難スペース、避難場所の運営管理</td><td>一時的な避難スペースや避難場所の運営管理スペースとして利用する。</td></tr><tr><td>テニスコート、公園、駐車場</td><td>屋外避難スペース、諸活動の活動支援スペース、避難者駐車場</td><td>一時的な避難スペースや諸活動の活動支援スペース、避難者の駐車場として利用する。</td></tr></table>	施設名	機能・役割	災害時の運営方法	温水プール	生活用水	プールの水を生活用水として利用する。	トレーニング室	避難スペース、救援救護スペース	一時的な避難スペースや傷病者の応急手当・救護等のスペースとして利用する。	更衣室・シャワー等・ <u>温浴施設</u>	着替えスペース・シャワー・ <u>温浴施設</u>	避難者の着替えスペースやシャワー、 <u>入浴施設</u> として利用する。	<u>ロビー</u> 、 <u>受付・事務室</u> 、 <u>談話室</u> 等	避難スペース、避難場所の運営管理	一時的な避難スペースや避難場所の運営管理スペースとして利用する。	テニスコート、公園、駐車場	屋外避難スペース、諸活動の活動支援スペース、避難者駐車場	一時的な避難スペースや諸活動の活動支援スペース、避難者の駐車場として利用する。	
施設名	機能・役割	災害時の運営方法																																					
温水プール	生活用水	プールの水を生活用水として利用する。																																					
トレーニング室	避難スペース、救援救護スペース	一時的な避難スペースや傷病者の応急手当・救護等のスペースとして利用する。																																					
更衣室・シャワー等	着替えスペース・シャワー	避難者の着替えスペースやシャワーとして利用する。																																					
エントランスホール、受付・事務室等	避難スペース、避難場所の運営管理	一時的な避難スペースや避難場所の運営管理スペースとして利用する。																																					
テニスコート、公園、駐車場	屋外避難スペース、諸活動の活動支援スペース、避難者駐車場	一時的な避難スペースや諸活動の活動支援スペース、避難者の駐車場として利用する。																																					
施設名	機能・役割	災害時の運営方法																																					
温水プール	生活用水	プールの水を生活用水として利用する。																																					
トレーニング室	避難スペース、救援救護スペース	一時的な避難スペースや傷病者の応急手当・救護等のスペースとして利用する。																																					
更衣室・シャワー等・ <u>温浴施設</u>	着替えスペース・シャワー・ <u>温浴施設</u>	避難者の着替えスペースやシャワー、 <u>入浴施設</u> として利用する。																																					
<u>ロビー</u> 、 <u>受付・事務室</u> 、 <u>談話室</u> 等	避難スペース、避難場所の運営管理	一時的な避難スペースや避難場所の運営管理スペースとして利用する。																																					
テニスコート、公園、駐車場	屋外避難スペース、諸活動の活動支援スペース、避難者駐車場	一時的な避難スペースや諸活動の活動支援スペース、避難者の駐車場として利用する。																																					

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-13	 	 	

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-14	第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進 1. 建築物の耐震化等の推進 (1) 建築物の耐震化 1) 住宅、町有の特定建築物等 町は、阿見町耐震改修促進計画（<u>令和3年4月修正</u>）に基づき、町有の特定建築物の耐震化を推進するとともに、住宅、多数の者が利用する建築物、避難路沿道建築物、公共施設の耐震化を促進する。	第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進 1. 建築物の耐震化等の推進 (1) 建築物の耐震化 1) 住宅、町有の特定建築物等 町は、阿見町耐震改修促進計画（<u>令和4年3月修正</u>）に基づき、町有の特定建築物の耐震化を推進するとともに、住宅、多数の者が利用する建築物、避難路沿道建築物、公共施設の耐震化を促進する。	町耐震改修促進計画の更新
地震-18	第4 ライフライン施設の耐震化の推進 5. 下水道施設の耐震化 (1) 既存施設の耐震化 町は、被災した場合の影響度を考慮して、 _____ _____処理場・中継ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。	第4 ライフライン施設の耐震化の推進 5. 下水道施設の耐震化 (1) 既存施設の耐震化 町は、被災した場合の影響度を考慮して、<u>下水処理場及び避難所等からの重要施設から下水処理場までの管路等について上下水道一体となった耐震化を図る。</u>処理場・中継ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。	県地域防災計画の内容を反映
地震-20	第5 地盤災害防止対策の推進 4. 造成地災害防止対策の推進 県は、造成地の災害防止のため、都市計画法<u>及び建築基準法</u>____による開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を適切に行うほか、造成後は巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを行う。	第5 地盤災害防止対策の推進 4. 造成地災害防止対策の推進 県は、造成地の災害防止のため、都市計画法、<u>建築基準法及び森林法</u>による開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を適切に行うほか、造成後は巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを行う。	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-23	第６ 危険物等施設の安全確保 ４．放射線使用施設の予防対策 （省略） (1) 医療法第 25 条第 1 項に基づく <u>医療監視</u> (2) 放射線使用施設（医療機関）に対する医療法施行規則「第 4 章 診療用放射線の防護」の規定遵守のための <u>監視</u>結果に基づく指導 (3) （省略）	第６ 危険物等施設の安全確保 ４．放射線使用施設の予防対策 （省略） (1) 医療法第 25 条第 1 項に基づく <u>立入検査</u> (2) 放射線使用施設（医療機関）に対する医療法施行規則「第 4 章 診療用放射線の防護」の規定遵守のための <u>検査</u>結果に基づく指導 (3) （省略）	県地域防災計画の内容を反映
地震-31	第３節 地震被害軽減への備え 第４ 被災者支援のための備え （省略） １．食料、生活必需品等の供給体制の整備 (1) 町の備え （省略） また、食料を調達できない場合を想定して、県や他市町村に円滑に要請できるように、関係機関との連絡・協力体制を整備する。 <u>なお、</u>備蓄・調達品目は、女性、乳幼児、高齢者や障害者等の避難行動要支援者、食物アレルギー対策、感染症対策等に配慮するものとする。	第３節 地震被害軽減への備え 第４ 被災者支援のための備え （省略） １．食料、生活必需品等の供給体制の整備 (1) 町の備え （省略） また、食料を調達できない場合を想定して、県や他市町村に円滑に要請できるよう、関係機関との連絡・協力体制を整備する。 <u>さらに、必要に応じて、備蓄倉庫の整備を実施するとともに、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u> 備蓄・調達品目は、女性、乳幼児、高齢者や障害者等の避難行動要支援者、食物アレルギー対策、感染症対策等に配慮するものとする。<u>なお、物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。</u>	県地域防災計画の内容を反映

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-37	第６ 燃料対策 （省略） １．防災拠点等の燃料確保体制の整備 町（町民生活部、総務部）は、災害対策拠点施設や災害対策用車両の燃料調達が困難な場合に備え、本庁舎等への燃料備蓄を推進するほか、県石油業協同組合土浦支部、県高圧ガス保安協会江戸崎支部等から災害時の燃料供給を円滑に受けられるよう、施設への燃料供給や車両への優先給油の方法等を確認しておく。	第６ 燃料対策 （省略） １．防災拠点等の燃料確保体制の整備 町（町民生活部、総務部）は、災害対策拠点施設や災害対策用車両の燃料調達が困難な場合に備え、本庁舎等への燃料備蓄を推進するほか、県石油業協同組合土浦支部、県高圧ガス保安協会江戸崎支部等から災害時の燃料供給を円滑に受けられるよう、施設への燃料供給や車両への優先給油の方法等を確認しておく。<u>大規模停電発生時には直ちに、あらかじめ指定した重要な施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、非常用電源の稼働状況を確認するとともに、電源の確保が必要な施設の把握し、自家発電用燃料の供給等の案を作成することが必要である。</u>	県地域防災計画の内容を反映
地震-40	第４節 防災教育・訓練 第１ 防災教育 １．一般住民向けの防災教育 (2) 普及啓発手段 （省略） 3) その他メディアの活用 ① テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、<u>文字放送の活用</u> <u>② インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用</u> <u>③ 地震体験車等の教育設備の活用 ほか</u>	第４節 防災教育・訓練 第１ 防災教育 １．一般住民向けの防災教育 (2) 普及啓発手段 （省略） 3) その他メディアの活用 ① テレビ・ラジオ局、CATV局の番組 <u>② ビデオ、DVD、機材等の貸出</u> <u>③ 文字放送の活用</u> <u>④ インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用</u>	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-42	第２ 防災訓練 災害時に迅速かつ適確に行動するには、日常の訓練が必要である。このため、関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する____ ____ ____ ____ ____よう努める。	第２ 防災訓練 災害時に迅速かつ適確に行動するには、日常の訓練が必要である。このため、関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるとともに、物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う</u>よう努める。	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和8年10月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由																																												
地震-51	第2章 災害応急対策計画 第1節 初動体制 第2 災害対策（警戒）本部の設置・運営 2. 阿見町災害対策本部の設置等 (4) 災害対策本部の組織 (省略) <table><tr><td rowspan="3">民生支援部 ◎保健福祉部長 ○町民活動課長</td><td>町民班※</td><td>町民活動課、町民課、うずら出張所</td></tr><tr><td>医療対策班</td><td>健康づくり課、おやこ支援課</td></tr><tr><td>福祉班</td><td>社会福祉課、高齢福祉課、こども未来課、国保年金課、保育所、児童館、<u>地域子育て支援センター</u></td></tr><tr><td rowspan="4">物資建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長</td><td>建築班</td><td>都市計画課</td></tr><tr><td>土木班</td><td>道路課、都市整備課</td></tr><tr><td>物資対策班※</td><td>農業振興課、商工観光課、農業委員会事務局</td></tr><tr><td>水道班</td><td>上下水道課</td></tr><tr><td>避難支援部 ◎教育部長 ○学校教育課長</td><td>避難班</td><td>学校教育課、指導室、生涯学習課、<u>文化課、</u> 中央公民館、図書館、<u>子科練平和記念館、</u> 学校給食センター</td></tr><tr><td>消防部 ◎消防団長 ○消防副団長</td><td>消防団</td><td>防災危機管理課 消防団</td></tr></table>	民生支援部 ◎保健福祉部長 ○町民活動課長	町民班※	町民活動課、町民課、うずら出張所	医療対策班	健康づくり課、おやこ支援課	福祉班	社会福祉課、高齢福祉課、こども未来課、国保年金課、保育所、児童館、 <u>地域子育て支援センター</u>	物資建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長	建築班	都市計画課	土木班	道路課、都市整備課	物資対策班※	農業振興課、商工観光課、農業委員会事務局	水道班	上下水道課	避難支援部 ◎教育部長 ○学校教育課長	避難班	学校教育課、指導室、生涯学習課、 <u>文化課、</u> 中央公民館、図書館、 <u>子科練平和記念館、</u> 学校給食センター	消防部 ◎消防団長 ○消防副団長	消防団	防災危機管理課 消防団	第2章 災害応急対策計画 第1節 初動体制 第2 災害対策（警戒）本部の設置・運営 2. 阿見町災害対策本部の設置等 (4) 災害対策本部の組織 (省略) <table><tr><td rowspan="3">民生支援部 ◎保健福祉部長 ○町民活動課長</td><td>町民班※</td><td>町民活動課、町民課、うずら出張所</td></tr><tr><td>医療対策班</td><td>健康づくり課、おやこ支援課</td></tr><tr><td>福祉班</td><td>社会福祉課、高齢福祉課、こども未来課、国保年金課、保育所、児童館、<u>文化課、</u></td></tr><tr><td rowspan="4">物資建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長</td><td>建築班</td><td>都市計画課</td></tr><tr><td>土木班</td><td>道路課、都市整備課</td></tr><tr><td>物資対策班※</td><td>農業振興課、商工観光課、農業委員会事務局</td></tr><tr><td>水道班</td><td>上下水道課</td></tr><tr><td>避難支援部 ◎教育部長 ○学校教育課長</td><td>避難班</td><td>学校教育課、指導室、生涯学習課、<u>文化課、</u> 中央公民館、図書館、<u>子科練平和記念館、</u> 学校給食センター</td></tr><tr><td>消防部 ◎消防団長 ○消防副団長</td><td>消防団</td><td>防災危機管理課 消防団</td></tr></table>	民生支援部 ◎保健福祉部長 ○町民活動課長	町民班※	町民活動課、町民課、うずら出張所	医療対策班	健康づくり課、おやこ支援課	福祉班	社会福祉課、高齢福祉課、こども未来課、国保年金課、保育所、児童館、 <u>文化課、</u>	物資建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長	建築班	都市計画課	土木班	道路課、都市整備課	物資対策班※	農業振興課、商工観光課、農業委員会事務局	水道班	上下水道課	避難支援部 ◎教育部長 ○学校教育課長	避難班	学校教育課、指導室、生涯学習課、 <u>文化課、</u> 中央公民館、図書館、 <u>子科練平和記念館、</u> 学校給食センター	消防部 ◎消防団長 ○消防副団長	消防団	防災危機管理課 消防団	町機構改革を反映
民生支援部 ◎保健福祉部長 ○町民活動課長	町民班※		町民活動課、町民課、うずら出張所																																												
	医療対策班		健康づくり課、おやこ支援課																																												
	福祉班	社会福祉課、高齢福祉課、こども未来課、国保年金課、保育所、児童館、 <u>地域子育て支援センター</u>																																													
物資建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長	建築班	都市計画課																																													
	土木班	道路課、都市整備課																																													
	物資対策班※	農業振興課、商工観光課、農業委員会事務局																																													
	水道班	上下水道課																																													
避難支援部 ◎教育部長 ○学校教育課長	避難班	学校教育課、指導室、生涯学習課、 <u>文化課、</u> 中央公民館、図書館、 <u>子科練平和記念館、</u> 学校給食センター																																													
消防部 ◎消防団長 ○消防副団長	消防団	防災危機管理課 消防団																																													
民生支援部 ◎保健福祉部長 ○町民活動課長	町民班※	町民活動課、町民課、うずら出張所																																													
	医療対策班	健康づくり課、おやこ支援課																																													
	福祉班	社会福祉課、高齢福祉課、こども未来課、国保年金課、保育所、児童館、 <u>文化課、</u>																																													
物資建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長	建築班	都市計画課																																													
	土木班	道路課、都市整備課																																													
	物資対策班※	農業振興課、商工観光課、農業委員会事務局																																													
	水道班	上下水道課																																													
避難支援部 ◎教育部長 ○学校教育課長	避難班	学校教育課、指導室、生涯学習課、 <u>文化課、</u> 中央公民館、図書館、 <u>子科練平和記念館、</u> 学校給食センター																																													
消防部 ◎消防団長 ○消防副団長	消防団	防災危機管理課 消防団																																													

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由												
地震-63	第3節 応援・派遣 （省略） 第1 自衛隊の災害派遣要請・受入 1. 派遣要請 (1) 要請手続き （省略） 2) 町長は前記①の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊（陸上自衛隊<u>武器学校</u>）に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。 <table><tr><th>部隊（駐屯地）</th><th>連絡責任者</th></tr><tr><td>陸上自衛隊<u>武器学校</u> （土浦駐屯地）</td><td>総務課長（警備訓練班長） （時間外は駐屯地当直司令）</td></tr><tr><td>陸上自衛隊関東補給処 （霞ヶ浦駐屯地）</td><td>警備課長 （時間外は駐屯地当直司令）</td></tr></table>	部隊（駐屯地）	連絡責任者	陸上自衛隊 <u>武器学校</u> （土浦駐屯地）	総務課長（警備訓練班長） （時間外は駐屯地当直司令）	陸上自衛隊関東補給処 （霞ヶ浦駐屯地）	警備課長 （時間外は駐屯地当直司令）	第3節 応援・派遣 （省略） 第1 自衛隊の災害派遣要請・受入 1. 派遣要請 (1) 要請手続き （省略） 2) 町長は前記①の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊（陸上自衛隊<u>後方支援学校武器科部</u>）に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。 <table><tr><th>部隊（駐屯地）</th><th>連絡責任者</th></tr><tr><td>陸上自衛隊<u>後方支援学校武器科部</u> （土浦駐屯地）</td><td>総務課長（警備訓練班長） （時間外は駐屯地当直司令）</td></tr><tr><td>陸上自衛隊関東補給処 （霞ヶ浦駐屯地）</td><td>警備課長 （時間外は駐屯地当直司令）</td></tr></table>	部隊（駐屯地）	連絡責任者	陸上自衛隊 <u>後方支援学校武器科部</u> （土浦駐屯地）	総務課長（警備訓練班長） （時間外は駐屯地当直司令）	陸上自衛隊関東補給処 （霞ヶ浦駐屯地）	警備課長 （時間外は駐屯地当直司令）	陸上自衛隊の組織改編を反映
部隊（駐屯地）	連絡責任者														
陸上自衛隊 <u>武器学校</u> （土浦駐屯地）	総務課長（警備訓練班長） （時間外は駐屯地当直司令）														
陸上自衛隊関東補給処 （霞ヶ浦駐屯地）	警備課長 （時間外は駐屯地当直司令）														
部隊（駐屯地）	連絡責任者														
陸上自衛隊 <u>後方支援学校武器科部</u> （土浦駐屯地）	総務課長（警備訓練班長） （時間外は駐屯地当直司令）														
陸上自衛隊関東補給処 （霞ヶ浦駐屯地）	警備課長 （時間外は駐屯地当直司令）														

該当ページ	修正前	修正後	修正理由																												
地震-64	(2) 災害派遣の活動範囲 (省略) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td><u>遭難者</u>の捜索救助</td><td>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>給食<u>及び</u>給水</td><td>被災者に対し、給食<u>及び</u>給水を実施する。</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>通 信 支 援</td><td>通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。</td></tr><tr><td>広 報 活 動</td><td>航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。</td></tr></table>	項 目	内 容	(省略)	(省略)	<u>遭難者</u> の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。	(省略)	(省略)	給食 <u>及び</u> 給水	被災者に対し、給食 <u>及び</u> 給水を実施する。	(省略)	(省略)	通 信 支 援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。	広 報 活 動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。	(2) 災害派遣の活動範囲 (省略) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td><u>遭難者等</u>の捜索救助</td><td>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>給食、<u>給水及び入浴支援</u></td><td>被災者に対し、給食、<u>給水及び入浴支援</u>を実施する。</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td><u> </u></td></tr></table>	項 目	内 容	(省略)	(省略)	<u>遭難者等</u> の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。	(省略)	(省略)	給食、 <u>給水及び入浴支援</u>	被災者に対し、給食、 <u>給水及び入浴支援</u> を実施する。	(省略)	(省略)	<u> </u>
項 目	内 容																														
(省略)	(省略)																														
<u>遭難者</u> の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。																														
(省略)	(省略)																														
給食 <u>及び</u> 給水	被災者に対し、給食 <u>及び</u> 給水を実施する。																														
(省略)	(省略)																														
通 信 支 援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。																														
広 報 活 動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。																														
項 目	内 容																														
(省略)	(省略)																														
<u>遭難者等</u> の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。																														
(省略)	(省略)																														
給食、 <u>給水及び入浴支援</u>	被災者に対し、給食、 <u>給水及び入浴支援</u> を実施する。																														
(省略)	(省略)																														
<u> </u>																															

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-66	(5) 受け入れ体制の確立 (省略) 町は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合を想定し、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地<u>等の確保に配慮する。</u>	(5) 受け入れ体制の確立 (省略) 町は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合を想定し、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地<u>など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	県地域防災計画の内容を反映
地震-70	第４節 被害軽減対策 第１ 避難指示・指導 ５．広域一時滞在 (2) 広域一時滞在の受入 (省略) 2) 受入公共施設等の確保 町は、被災者を受け入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知するとともに、その内容を県に報告する。 _____ _____	第４節 被害軽減対策 第１ 避難指示・指導 ５．広域一時滞在 (2) 広域一時滞在の受入 (省略) 2) 受入公共施設等の確保 町は、被災者を受け入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知するとともに、その内容を県に報告する。<u>なお、受け入れた被災者に対しては、必要な支援情報を提供するものとする。</u>	県地域防災計画の内容を反映

[illegible]

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-88	(5) 女性 _____ への配慮 男女のニーズの違い等に配慮し、以下の対策に努める。 1) 災害直後から子育て・介護支援を実施する。 2) 男女共有のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保する。 3) 授乳室や男女別トイレ、物干し場、更衣室、休養スペース _____ を設ける。 4) 避難所の管理責任者は男女両方を配置する。 5) 避難所自治組織には男女両方が参画し、役員のうち女性が３割以上参画する。 6) 女性や子供に対する暴力等を予防するため、安全・安心の確保に配慮する。 (9) ペット同行者対策 (省略) その他、「第９ <u>愛玩</u>動物の保護対策」（地震-104）による。	(5) 女性 <u>や子ども・若者</u> への配慮 男女のニーズの違い等に配慮し、以下の対策に努める。 1) 災害直後から子育て・介護支援を実施する。 2) 男女共有のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保する。 3) 授乳室や男女別トイレ、物干し場、更衣室、休養スペース、<u>多目的トイレ等</u>を設ける。 4) 避難所の管理責任者は男女両方を配置する。 5) 避難所自治組織には男女両方が参画し、役員のうち女性が３割以上参画する。 6) 女性や子供に対する暴力等を予防するため、安全・安心の確保に配慮する。 <u>7) 子ども・若者の居場所を確保するため、キッズスペースや学習スペースを設ける。</u> (9) ペット同行者対策 (省略) その他、「第９ <u>家庭</u>動物の保護対策」（地震-104）による。	県地域防災計画の内容を反映 県地域防災計画の内容を反映

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-95	第５ 生活救援物資等の供給 ４． 救援物資の募集・受入れ 実施担当 避難班、 _____ （省略） (3) 物資の集積・配送 _____ _____ _____ 避難所等へ直接供給できない場合は、物資集積拠点（候補施設：県立医療大学体育館、茨城大学農学部体育館、J A水郷つくば阿見営農経済センター（中央集荷所））を開設して物資を受け入れ、ボランティア等の協力を得て仕分け・管理等を行う。また、トラック協会等の協力を得て避難所等へ搬送する。各被災者等への配布は、生活必需品に準ずる。 <u>５． （新設）</u> _____ _____ _____ _____ _____	第５ 生活救援物資等の供給 ４． 救援物資の募集・受入れ 実施担当 避難班、<u>物資対策班</u> （省略） (3) 物資の集積・配送 <u>町（物資対策班）は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、新物資システム（Ｂ－ＰＬＯ）を活用して備蓄状況の確認を行うとともに、物資集積拠点を速やかに開設できるよう、施設管理者等との連絡体制及び開設手順の確認に努めるものとする。</u> 避難所等へ直接供給できない場合は、物資集積拠点（候補施設：県立医療大学体育館、茨城大学農学部体育館、J A水郷つくば阿見営農経済センター（中央集荷所））を開設して物資を受け入れ、ボランティア等の協力を得て仕分け・管理等を行う。また、トラック協会等の協力を得て避難所等へ搬送する。各被災者等への配布は、生活必需品に準ずる。 <u>５． 災害対応車両登録制度の活用</u> <u>実施担当</u> <u>総務・受援班</u> <u>町（総務・受援班）は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等について、国が整備する「災害対応車両登録制度」を必要に応じて活用し、被災地のニーズに応じた迅速な確保に努めるものとする。</u>	県地域防災計画の内容を反映 県地域防災計画の内容を反映

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-98	第６ 要配慮者の安全確保対策 ２．在宅避難行動要支援者の安全確保 (1) 避難支援等 (省略) また、町（福祉班）は、要配慮者の生活環境が確保できない場合等、必要と認める場合には福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。 _____ _____ _____	第６ 要配慮者の安全確保対策 ２．在宅避難行動要支援者の安全確保 (1) 避難支援等 (省略) また、町（福祉班）は、要配慮者の生活環境が確保できない場合等、必要と認める場合には福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。<u>ただし、事前に福祉避難所の対象となる者を把握し、関係者と調整の上、個別避難計画等を作成した要配慮者が、避難が必要となった場合は、福祉避難所へ直接避難することができるよう開設するものとする。</u>	県地域防災計画の内容を反映
地震-104	第９ <u>愛玩</u>動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、<u>愛玩</u>動物の保護及び適正飼養について支援する。 (省略) 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された<u>愛玩</u>動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して<u>愛玩</u>動物の一時預かりや飼い主の発見に努める。	第９ <u>家庭</u>動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、<u>家庭</u>動物の保護及び適正飼養について支援する。 (省略) 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された<u>家庭</u>動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して<u>家庭</u>動物の一時預かりや飼い主の発見に努める。	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-105	第６節 災害救助法関連業務 １．救助法の適用申請 （省略） (1) 適用基準 （省略） 5) （新設） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	第６節 災害救助法関連業務 １．救助法の適用申請 （省略） (1) 適用基準 （省略） 5) <u>災害救助法施行令第１条第１項第４号に基づく災害救助法の迅速な適用</u> <u>住家の滅失数が、明確でない場合であっても、次の事項を参考に災害救助法の迅速な適用を検討するものとする。</u> <u>① 県災害対策本部及び町災害対策本部が設置されていること。</u> <u>② 現に住家被害が発生している、又は発生する蓋然性が高いこと。</u> <u>③ 避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること（大規模停電、断水、孤立集落等を含む。）。</u> <u>上記の状況を踏まえ、町は県と連携し、必要に応じて災害救助法の適用について検討するものとする。</u>	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-106	２．救助法適用事務 (２) 町長が実施する場合の担当班 (省略) <u>6) 学用品の給与【避難班】</u> <u>7) 埋葬【町民班】</u> <u>8) 遺体の捜索及び処理【稲敷広域消防本部、情報班】</u> <u>9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【建築班】</u> <u>10) 応急仮設住宅の供与【建築班】</u> <u>11) 被災住宅の応急修理【建築班】</u> <u>12) 生業に必要な資金の貸与【福祉班】</u>	２．救助法適用事務 (２) 町長が実施する場合の担当班 (省略) <u>6) 福祉サービスの提供【福祉班】</u> <u>7) 学用品の給与【避難班】</u> <u>8) 埋葬【町民班】</u> <u>9) 遺体の捜索及び処理【稲敷広域消防本部、情報班】</u> <u>10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【建築班】</u> <u>11) 応急仮設住宅の供与【建築班】</u> <u>12) 被災住宅の応急修理【建築班】</u> <u>13) 生業に必要な資金の貸与【福祉班】</u>	県地域防災計画の内容を反映
地震-107	第７節 応急復旧・事後処理 第１ 建築物の応急復旧 (省略) 《大規模地震発生時の町の方針・目標》 ◎応急危険度判定の優先順位を明確にして、災害発生から <u>2週</u> <u>間</u>程度で終了させる。 ◎地震発生から 20 日以内に着工し、避難所の早期解消や応急仮設住宅等の需要抑制につなげる。	第７節 応急復旧・事後処理 第１ 建築物の応急復旧 (省略) 《大規模地震発生時の町の方針・目標》 ◎応急危険度判定の優先順位を明確にして、災害発生から <u>10</u> <u>日間</u>程度を目安とし終了させる。 ◎地震発生から 20 日以内に着工し、避難所の早期解消や応急仮設住宅等の需要抑制につなげる。	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-115	第４ 清掃・防疫・障害物の除去・環境対策 ２．し尿処理 （省略） (5) 応援体制等 町（廃棄班）及び龍ヶ崎地方衛生組合は、し尿の収集・処理に必要な人員、運搬車両、処理施設等の確保にあたり、対応能力が不足する場合には、県、他市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会、（一社）茨城県環境保全協会との協定等を活用し、応援要請を行う。	第４ 清掃・防疫・障害物の除去・環境対策 ２．し尿処理 （省略） (5) 応援体制等 町（廃棄班）及び龍ヶ崎地方衛生組合は、し尿の収集・処理に必要な人員、運搬車両、処理施設等の確保にあたり、対応能力が不足する場合には、県、他市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会、（一社）茨城県環境保全協会との協定等を活用し、応援要請を行う。<u>なお、必要に応じて、被災した汚水処理施設からバキューム車等により他の汚水処理施設へ汚水を運搬するなど、応急の汚水処理を実施するものとする。</u>	県地域防災計画の内容を反映
地震-123	第３章 災害復旧・復興計画 第２ 支援金当の支援・貸付等 ６．母子<u>及び</u>父子<u>並びに</u>寡婦福祉資金の貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため母子<u>及び</u>父子<u>並びに</u>寡婦福祉資金の貸付けを行う。 なお、母子<u>及び</u>父子<u>並びに</u>寡婦福祉資金その他の公的資金の貸付を受けている世帯や、生活保護を受けている世帯は、生活福祉資金の貸付けの対象になる資金に制限がある。	第３章 災害復旧・復興計画 第２ 支援金当の支援・貸付等 ６．母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを行う。 なお、母子・父子・寡婦福祉資金その他の公的資金の貸付を受けている世帯や、生活保護を受けている世帯は、生活福祉資金の貸付けの対象になる資金に制限がある。	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-124	８．中小企業復興資金 被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び<u>政府系金融機関</u>の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県に次の措置を要望する。 （省略） （４）その他の措置 一般金融機関及び<u>政府系金融機関</u>に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。	８．中小企業復興資金 被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び<u>株式会社商工組合中央金庫</u>の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県に次の措置を要望する。 （省略） （４）その他の措置 一般金融機関及び<u>株式会社商工組合中央金庫</u>に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 地震災害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
地震-131	第３節 災害復興計画 １．<u>事前復興対策</u>の実施 <u>（新設）</u> （省略） <u>（新設）</u> (3) 復興拠点の整備 町（防犯・環境班）及び県は、本町の重要な災害復旧・復興拠点となる避難所（小・中学校、公民館等）について、大規模災害時にも最低限の拠点機能が維持されるように、停電時に必要最小限の電力供給を可能とする再生可能エネルギー設備や蓄電設備を事前に整備する。	第３節 災害復興計画 １．<u>復興事前準備</u>の実施 <u>町は、大規模災害が発生した場合には、平時を大幅に超える事務が発生し、多くの時間と人手を要することを踏まえ、被災者の生活再建及び地域社会の早期復興を迅速かつ円滑に進めるため、防災・減災対策と並行して、被災後の復興を見据えた事前準備を推進するものとする。このため、復興手順の明確化、復興基礎データの整備、必要に応じて事前復興まちづくり計画の策定を含めた取組を進めるものとする。</u> （省略） <u>(3) 「事前復興まちづくり計画」の策定</u> <u>町（情報班）は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、「事前復興まちづくり計画」の策定に努めるものとする。</u> (4) 復興拠点の整備 町（防犯・環境班）及び県は、本町の重要な災害復旧・復興拠点となる避難所（小・中学校、公民館等）について、大規模災害時にも最低限の拠点機能が維持されるように、停電時に必要最小限の電力供給を可能とする再生可能エネルギー設備や蓄電設備を事前に整備する。	県地域防災計画の内容を反映